

## 管理におこりの凹状を佐用町が引き取ります

佐用町の8割を占める森林は、その管理が不十分なために荒廃が進み 森林の持つ多面的機能の低下のほか、倒木や山腹崩壊など、私たちの 生活に脅威さえ与えつつあります。

そのため、佐用町では、森林所有者自らが経営管理できなくなった森 林を譲り受けて健全な森林として経営管理するとともに、所有者不明 の森林や放置森林の解消に努めています。

と どんな山でも引き取ってくれるの?

現況が山林であれば引き取ります。 ただし、地目が田や畑であれば、農 業委員会の非農地証明が必要です。

山林は買い取ってくれるの?

希望により、寄附か買い取りのいずれかで引き取ります。土地買取価格は1平方メートル当たり10円です

昔、植林した山なんだけど・・

希望により、スギとヒノキに限って は立木を買い取りすることができま す。ただし、状態によって単価は異 なります。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、 引き取りできません。

- 共有地の持ち分の一部
- 所有権以外の権利が登記されている
- 主伐後等で森林に更新されていない
- 第三者に損害を与える恐れがある
- 建物や工作物等がある
- 土壌汚染や埋設物がある
- 町が不利益を被る恐れがある
- 税金等の滞納がある

など

山林の土地にかかる売買は譲渡所得、立木 の代金は山林所得となります。所得税、町 県民税、国民健康保険税などに影響します。 詳しくは、税務署や役場税務課、住民課に お尋ねください。

土地代金は、1平方メートル当たり10円です。立木は、樹種・立木密度などによって単価が異なります。(分収造林地の立木代は買い取りできません。)

## お問い合わせ先

佐用町役場農林振興課農林土木整備室 〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町 佐用2611番地1

TEL0790-82-0667(直通) e-mail norinshinko@town.sayo.lg.jp

## ●山林を引き取るまでの流れ

申出

- ●山林の所有者は「山林の譲渡申出書」を町に提出します。
- この際に譲渡の方法を「寄附」か「売買」のいずれかを指定して いただきます。

審査

- ●申出の内容を町が審査し、その結果をお知らせします。 (譲渡いただけない場合もあります。)
- •買い取りの場合は、その価格をお知らせします。

契約

- ●審査結果のとおり譲渡いただける場合は、譲渡契約書を締結していただきます。
- 所有権移転登記に必要な書類をご準備、ご提出いただきます。

登記

- 町が所有権移転登記申請を行います。
- •買い取りの場合は、登記完了後に土地代金及び立木代金をお支払 いします。

## ●売買の場合の価格

山林の土地の価格:1平方メートル当たり10円で算定します。

立木の価格 : 樹種と1haあたりの立木本数に応じて下表のとおり。

立木密度等 (本/ha)	単価(円/m3)		備考
(4×/ IId)	スギ	ヒノキ	
2500以上	100	150	<ul><li>材積は森林資源量解析結果 データによる</li><li>スギ、ヒノキに限る</li><li>風害、雪害、土砂災害、火 災等の被害林を除く</li></ul>
2000~2499	200	300	
1400~1999	300	450	
1000~1399	400	600	
999本以下	500	750	
広葉樹林等	0	0	